

一、本府に於ける  
地所は、儀所、且、  
一字、米、運、  
令、  
一、  
蘭國、  
ケイ、アル、

県庁用地の買収に関する書状

## 県庁用地の買収に関する書状 (兵庫県所蔵)

昭和六十年(一九八五)に兵庫県公館がオープンし、公館内の展示室1に本史料が展示されました。本史料は、展示が計画された際に、個人から寄贈を受けたものです。史料の表題は展示史料に付されているとおりです。

史料の内容は、三月十一日に兵庫県知事税所篤からオランダ領事コルトハルスにあて、神戸山手の土地について、居留地に近い東運上所で集会を開催することを通知した書状です。史料に年紀がありませんが、税所知事の任期が明治二年(一八六九)七月から明治三年(一八七〇)八月の一年間限りだったことから、史料は明治三年であることがわかります。

当時の県庁舎は坂本村(明治元年九月新築移転。現神戸地方裁判所辺り)にありました。それまでの兵庫切戸町の初代庁舎は居留地から遠く外国人たちに不評でした。引越して居留地に近づいたにもかかわらず人気はななく、外国事務を居留地に近い運上所で行ってもだめでした。明治四年(一八七一)に居留地直近の地(現JR三ノ宮駅南側付近)に新築庁舎を建てる計画をたて、政府に上申しましたが却下されました。県は代替地を探し、明治五年(一八七二)にオランダ領事コルトハルス邸を買い上げました。このとき、コルトハルスは病気がちで、領事の職務が全うできないことから、領事職御免を願い出て本国に帰国する予定になっていました。明治六年(一八七三)、三代目の県庁舎はこのコルトハルス旧邸を改築して使用されることになりました。

史料では「山手の地所について集会がある」とのみ書かれています。また明治三年三月の史料が書かれた時点は、先述した明治四年の県庁舎計画が進められているはずですし、史料タイトルのように、最初から県庁用地としてコルトハルス邸を県が買収するつもりだったことには無理があるでしょう。

当時の地図を見ると、神戸山手の地域にコルトハルス邸のほか、近隣にイギリス領事邸なども描かれています。坂本村庁舎は和風建築でしたから、県は庁舎や事務所として洋館を確保しなかったし、しかも居留地に近い物件を押さえておく必要もあり、このような話し合いの場を持ったものと考えています。外国人たちにもこのような県の意図を理解してもらい協力を得たかったのでしょう。